

Title	Jean Bodinと其時代
Sub Title	
Author	永田, 清
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1932
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.26, No.10 (1932. 10) ,p.1867(361)- 1888(382)
JaLC DOI	10.14991/001.19321001-0361
Abstract	
Notes	慶應義塾創立七十五年記念論文集
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19321001-0361

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

Jean Bodin の其時代

永 田 清

第十五及び十六世紀全般を特徴づけるものは“l'esprit de recherche”の一語であらう。この言葉の意味は、自然科学のみならず、社会科学一般に妥當する。特に政治學はこの間異常の Recherche を經たと謂つて宜い。勿論、政治學が此時代に於て、前時代のそれと多くの類似を示したことは、避け得ないところであつた。當時の研究者は多く前時代の學徒であり、且つその模倣者たることを以て自ら誇としたからである。即ち第十六世紀は、哲學・倫理學・政治學に於ける註釋の時代と謂へる。併しこの註釋は純然たる創造にまで止揚されたと謂ふべきである。此等政治學説の明瞭なる分岐を誘致したる第一の原因は基督教主義であらう。この主義に基く正義・自由・仁愛・平等の理念及び感情は、結果として、政治學の更新を齎らすに至つた。而して、この間、教會は特殊の宗教社會を構成しつゝ國家と並んで發展して居る。この關係の考察が即ち政治學の一新部門を構成するに至つたのである。

これ等の要素と並んで、茲に、第三階級の永續的存在と勞働自由の出現とが擧げられねばならぬ。これ等は勿論相互に分離出來ぬ、蓋し第三階級の一般的進歩と勞働自由とは同一軌道上を進んだからである。換言すれば、第三

階級なくして、労働の自由は發展することが出来なかつたし、又、自由なる産業なくして、第三階級はその強力なる存在に到達し得なかつたからである。而して斯る労働自由の出現は、經濟的要素を政治學の主要な一要因たらしめた。即ち第十五世紀に於て、經濟生活を構成する諸現象の發展は其れ自體の明確なる分析を要求したのである。これより先んずる四世紀間の第三階級經濟史は、労働より生ずる動産所有權の、征服の子たる土地所有權に對する闘争の歴史であつた。然るに第十五世紀に及んで、動産所有權は封建制度より生ずる此敵手を壓倒した。此事實が斯る經濟的研究の覺醒に決定的な重要性を與ふるに至つたのである。所謂「第十六世紀の政治學說並に經濟思想」は、斯る社會的變革、階級闘争、權力關係を基礎として生誕したものと謂はねばならぬ。

二

當時の思想家として最初に擧ぐべきものはマキアヴェリであらう。狹隘なる社會形態に於ては、個人の行爲は屢々一切の原動力となる。然るにマキアヴェリの視野は伊太利の共和國に限られて居る。即ち彼れが其才能を發揮したのは此小領域内に於てであつた。従つて、彼れは、政治學を以て、行爲を基礎とする政策と考へて居る。彼れの政治學說には、社會の基礎自體の研究及び立法の合理的對比と謂ふが如き哲學的概念は全然含まれて居らぬ。モンテスキューに於けるが如き、人間社會の構成要素たる所有、家族、並に地理的諸原因の歴史に及ぼす影響等の理論は、未だ此れをマキアヴェリの思想體系中に發見することが出来ぬ。

種々なる意味に於てマキアヴェリと對照されるものにトオマス・モオアがある。比喩的に謂へば、前者はアリスト

テレスに追従し、後者はプラトンを註釋補正したるもの如くである。モオアに依て社會學說中に導入せられたる眞の本源的要素は正義と仁愛の精神である。即ち彼れの共產主義の基礎となつたものは、決して精確なる經濟學の諸概念ではなくて、熱烈なる福音書的人道主義である。「理想國」に於ける基本社會の理念は、封建所有より生ずる不正不平等、一般庶民の貧困等の社會的現實性に對する正義心に基いて居る。吾人は、明瞭に、モオアの論理と空想との中に、中世紀の不敬虔なる抑壓に對する反動としての基督教的理想の再現を認めることが出来る。例へば、彼れの家族論の如き、明らかに其一例とすることが出来るであらう。(Louis Reybaud "Études sur les réformateurs contemporains, Chap. 1: Utopies sociales" 参照)。即ちプラトン並に古代の立法者に依つて犠牲に供せられたる婦人は、茲に甫めて其自然の格と品位とを奪回して居る。

トオマス・モオアの經濟思想は積極的と謂ふよりも寧ろ消極的である。併し乍ら、此否定其れ自體はその否定の基礎たる一個の原理を想定しては居ないであらうか。モオアの夢想的逃避は、同時に、當時に於ける社會の現實的批判を意味するものである。この批判の出発點となるものが正義仁愛であり、而して、この正義仁愛の命令は公利のそれと精確に一致する。斯くして、彼れは、平等と一般的利用とに基く主想によつて、特權と獨占とを排撃し、又、王侯の奢侈と貪欲とを非難した。「マキアヴェリに於ては、政治は心臓なき一個の理智にすぎなかつた。モオアはこれに一つの靈魂を與へたのである」。

この兩極に立つ二著作者に於ても、吾人は猶ほ共通の特質を認め得るであらう。其は即ち "La raison libre"

である。彼れ等は唯一國家を主張する。その爲めに個人の自由權は屢々犠牲に供せられるのである。マキアヴェリは、神政を、*anti-nationale* として排除し、モオアは此を *anti-humaine* として拒否する。謂はば、前者は、純粹國家の政治を、専ら實驗的なる象相のもとに表明し、後者は、此を理想的架空の態様に於て描出して居る。

然るに、宗教闘争が斯る混亂時代の特徴を構成するに及んで、政治理論は再び宗教の中に混入した。即ち政治は其の論策と武器とを宗教の中に求めたのである。其は、或は宗教改革と呼ばれ、或は神聖同盟と稱されて居る。

ルウテルは革命的天才であつて組織者ではない。彼れの社會學説は、原理に非ずして、事情に基づく政策にすぎぬ。併し、その爲めに、彼れの政治的理念の一般的傾向を示すことが出来ぬと謂ふのではない。彼れは帝王に反對して貴族政治を樹て、居る。何故なれば、彼れの神學の基礎となるものは聖寵であつて、其は、唯一人にも萬人にも與へられず、只數人に賦與されたものだからである。この救靈豫定説は彼れの宗教論の出發點となる個人的理性と一致しない。農民戦争は斯る論理的矛盾の解決に對する最初の要求であつた。即ち社會的不平等に關するルウテルの宗教的逃避は (*Contra rusticos* 参照) 蜂起せる農民の前には全く無力であつたと謂へる。

斯くして、第十五世紀に於ては、政治的理念及び經濟的改良の體系中、基督教主義との關聯に於て三個の學説が存在する。第一の學説は、現世に於ける一切の行爲より基督教を游離する。即ち禁欲主義に基づく宗教的逃避の社會學説である。第二の學説は、社會共れ自體、その法則並にその組織の中に、福音書の要求する自由平等の原理を實現せんとするものである。而して、第三の學説は極端なる宗教心に基く社會の克服である。即ち所有の放棄を要求

する宗教的教義に基いて、絶對的平等の實現を期する社會學説である。

前述の如く、宗教改革の社會學説はこの第一範疇に屬する。而して、其がルウテルの特殊の地位の結果として貴族主義に陥つたことは異論がない。然るに、此は、農民戦争を契機として、自然權並に社會的平等に關する福音書中の箴言を要求した。即ち宗教改革に於る社會思想は、當時の社會的條件と相俟つて、ミュンツェル等の原始基督教の共產主義に發展すべき必然性を具有して居つたのである。

然るに、これと異なる方向を採るものにカルヴィンがある。無論、彼れの民主主義はこの言葉のもつ近代的意思に解せられてはならぬ。謂はば、其の意味は非業の平等であつて、贖罪のそれではない。換言すれば彼れは猶ほ神意による社會的不平等を認めるのである。自由の觀念に於てもこれと等しい。彼れに従へば、社會的自由と福音書の自由とは全く區別されねばならぬ。即ち精神的自由は神への奉仕を意味するのである。併し乍ら、カルヴィンに於ては、社會的現實性は宗教の埒外に在るものではない。例へば、國家は宗教的使命のもとに本來の職能を遂行せねばならぬ。謂はば福音書に基く社會的秩序の構成がカルヴィンの企圖であつた。

新教に於ける自由の理念は、斯くの如く抽象的意義のものであつたに拘らず、其は初期資本主義の發展に強力なる武器を提供した。換言すれば、封建制度の崩壊を氣運として、自由の原理と神學的教義との融合が勃興資本主義の嚮導觀念となつたのである。

當時フランスに於ては、宗教改革の影響のもとに、思辨的政治理論が發展して居る。例へば、ミシエル・ドゥ・

ロピタルの哲學的精神主義が其れである。彼れは、法の單一性と理性の普遍性とを信すると同時に、政治的秩序に於ける倫理的條件を強調した。各事物は其れ自身の法則を有する。一切の苦惱は斯る法則の破壊より生ずるのである。正義と彼れの解する宗教とは、他の一切のものが依存するところの二個の社會法則である。プラトンの政治學に従へば、國家に秩序と調和とを齎らす爲めには、吾々自身が先づ斯る状態に服して居らねばならぬ。然るにロピタルは私的倫理と公的倫理と謂ふが如き二個の倫理を認めぬ。彼れに従へば、公的倫理は私的倫理の適用及び普遍化にすぎないのである。

以上を以て、私は第十六世紀社會思想の本質的特徴を簡単に説明し得たと思ふ。ジャン・ボダンの「共和國六篇」を理解せんとするものは、少くとも、斯る當時の思想的背景の正しき認識を準備して居らねばならぬ。

三

ボダンの主要著作として最初に擧ぐべきものは「歴史認識論」*Methodus ad faciliem historiarum cognitionem*, 1566. であらう。この書は、第十六世紀に於ける歴史哲學並に法律哲學の起源をなすものである。

彼れは歴史を分つて自然史、聖史、人間史とする (Ch. I. *Quid historia sit et quatuorplex*)。これ等の本質的相異は、前二者が不變なるに拘らず、人間史は絶えず變化するに在る。無論茲に問題とするのは、全然同一形式に於て繰り返へされることなき文化史である。彼れに従へば、歴史的現象の無限相異性の中に於て指針となるべき定點がある。人種の相異と氣候の影響は其れである。この氣候論が「共和國六篇」に於て主要なる役割を演ずると共に、

又、モンテスキューの「法の精神」に於て最も強調せられたことは周知の如くである。ボダンは既に、モンテスキューに於けるが如く、歴史の有用性を以て政治に役立つにあると考へた。「歴史家の課題は政治的事象の研究並に人間の革命の説明に在る」(Ch. VI. *De statu rerum publicarum*)。即ち彼れは國家の生成、繼續及び滅亡を考察すると此の方法を要求する。斯る主題の歴史的研究法はギリシャ哲學者及びマキアヴェリ、モオア等に於ては、無論不完全であつた。此はボダンを經、モンテスキューに至つて完成されたものと謂ふべきであらう。政治的著作者としてのボダンは、この研究法に依て、當時に於ては君主政體の最良なることを確認した。これ、彼れがプラトンの假定——國家目的としての絶對的單一の假定——を批判し、アリストテレスに接近する所以である。

歴史に關する古典的理念は人類墮落の臆説である。此は則ち黄金時代より黒鐵時代への繼續的頹廢を意味するものであつて、爾後、ルソオにより最も大膽に論ぜられたところであつた。ボダンは明瞭に斯る凋落を否定する。彼れは謂ふ——「斯る臆説は排撃されねばならぬ。何となれば、人間の事象及び總體的自然の革命は常に同一であつて、謂はば、太陽の下に新しきものは無いからである。若し、所謂黄金時代を現代と比較するならば、其の時代こそ反つて眞の黒鐵時代と稱さるべきものゝ如くである」。ボダンは人類の物質的進歩を確信した。謂はば、パスカルの科學論の如きは、ボダンの歴史哲學と全然軌を一にするものである。精神的進歩は無論これと同一ではない。善・惡、知・不知は各時代に略々等しく配分されて居つたと見るべきであらう。この點に關し、永遠の法則が人間の革命をして謂はば一個の *cercle* を構成せしめる (*Valut in orbem redire videntur*) と彼れは考へた。斯る社會的發

展と道徳性のより少き程度に於ける進歩の理念は、其の後、ヴォルテール、フオントネル、チュルゴオ、コンドルセエに依り特殊の展開を経たのである。

「歴史認識論」に次いで検討すべきボダンの著作は「マルトロアの逆理に對する回答」(La Response aux paradoxes de M. de Malestroit, touchant le fait des monnaies et l'encherissement de toutes choses. 1578. — (1)の書は二論文より成り、第一は一五六八年 La Reponse aux paradoxes de M. de Malestroit touchant l'encherissement de toutes choses et des honnoies. なる標題のものに、第二は一五七八年 Le discours sur le rehaussement et la diminution des monnoies, pour réponse aux paradoxes du sieur de Malestroit. なる題下に各々別個に上梓された)——である。吾人はこの書の中に、經濟學の本質的理念、例へば、自然法的意義に於ける經濟法則の存在を認識することが出来る。マルトロアは一五六六年國王に貨幣の事象に就いて進言書を公表した。彼れに従へば、「三百年間フランスに於ては何等の物價騰貴も起つて居らぬ。一般に行はれる謬論は貨幣の減價より生ずるものである。財貨は常に金若しくは銀の一定數量と平衡する。而して富は有用物の數量及び生産手段より成るものに非ずして、通貨量により構成される。従つて、此れ等の金屬は物價騰貴若しくは下落に對する眞實正確なる判斷者たるものである」。ボダンは斯かる見解を排除したる後、物價騰貴の現實的存在を三個の原因に依り説明した。曰く——「主要なる且つ殆ど唯一の原因は金及び銀の夥多である。而して物價騰貴の第二の機會は一部分獨占より來る。最後に第三の原因は必要品の缺乏である」。これ等は經濟學上に於ける所謂供給の稀少であつて、この事實ありとすれば、無論物價騰貴が起つておらねばならぬ。ボダンは、こ

の事實を例證する爲めに、經濟史的事實を擧げ、又商業及び産業の發達が金銀を國內に齎らし、従つて必然的に通貨の膨脹を來したと説いて居る。而して金銀の夥多より生ずる騰貴は自然的現象であつて、これに對し徒らに人爲的方策を弄すべきでない。併しこの現象が獨占の事實より生ずる場合には、彼れは明らかにこれを非難する。即ち彼れは近代的意義に於ける自由主義經濟學の理念を明瞭に把握して居つた。彼れに従へば、自由なる經濟行爲は自然的秩序なる調和の法則に従つて各人に利益を齎らすであらうと謂ふ。この意味よりして、ボダンは明らかに自由主義經濟學の一先驅者であり、其の理論は擴大し行く第三階級の嚮導觀念となつたのである。

以上の著作に續いて擧ぐべきものに、「La démonomanie, édit. 1578. L'amphitheatrum naturae, édit. 1596. Heptaplomeres, sive colloquium de sublimium rerum additis. がある。併し此れ等の著作は直接社會思想との關係がないので、私は直ちに彼れの大作「共和國六篇」の分析に進まうと思ふ。

四

ジャン・ボダンは「共和國六篇」執筆の目的を自ら其の序文の中に述べて居る。實踐的見地に於ては、彼れは市民戰爭に依つて甚しく阻害されたる權力の原理を防護せんとし、理論的見地に於ては、國家機能の説明と其の理想の決定に努めた。總括的に謂へば、彼れの意圖は政治學に於ける對象の體系と其れを支配する法則とを以て、政治學全體を包括するが如き研究を發表することに在つた。斯る目的の追求に於て、彼れが如何なる方法を採用したかは後述するところによつて明白とならう。

ボダンは「國家」と「共和國」とを略々同義語に解して居る。無論此の間色調の相異はある。即ち彼れに於て、國家は基本的法則を俱ふ主權を意味し、共和國なる名辭は、稍々これよりも廣く、直接、社會(res publica)の理念に解さるべきものの如くである。此は、自然法則に従ひ、主權に依て統制されたる法律國家を意味する (Republique—Liv. I, Ch. 1.)。最もよく統制されたる國家の唯一且つ主要なる目的は、觀念論者に従へば、幸福であつた。併し乍らボダんに於ける社會の構想は、プラトン及びモオアの想像したるが如き非現實的理念ではない。無論彼れの國家理論は觀念論的色彩を有するけれども、其は社會的現實性を基礎とするものである。即ちボダンの「共和國」は、理念と事象、合理的方法と實證的方法との統合に對する最初の努力であつた。

ボダんに於ける國家の基礎は正義である。其は個人及び國家の本質並に目的の同一性を意味する。勿論現實の國家は斯くの如き統制を持つて居らぬ。併し斯る理想への止揚を経て其は完全なる統制社會へ發展するものである。國家の規範並に目的としての正義、社會の目的としての物質財及び精神財の追求、斯くの如きものが、要するに、ボダンの眼に映じたる政治的理想であつた。彼れは最後迄斯る出發點に於ける本質的理念に忠實であつたと謂へる。

斯る國家觀の基礎となるものに彼れの家族論がある。彼れは、家族を以て、社會の原始的要素であり、且つ必然的事象と考へる。曰く——「家族は一切社會の眞の本源であり、其の主要なる一部門である(Liv. I, Ch. 2.)。其は一個の自然的社會であつて、此根幹より各枝葉が派生する」(Liv. III, Ch. 7.)。彼れに従へば、國家と家族との相異は

單に量的である。即ち家族は主長の從屬下に於ける法的支配を意味するからである(Liv. I, Ch. II, Du mariage, et la différence entre la République et la famille.)。無論、國家と家族とを全然同一の社會形態と看做すことは許されぬ。國家に於ては、主權の外に社會的及び公共的なるもの(quelque chose de commun et de public—Gemeinschaftliches und Öffentliches)が必要である。併し、公共的利害關係が家族のそれと對立する場合には、先づ後者が選ばれねばならぬ。斯る家族論は、當然、プラトンの社會理念即ち特殊家族なき理想的國家論に對する爭論と結びつく。即ち彼れはこゝに於て再び、プラトンの共產主義を離れ、アリストテレスに接近するのである。家族の中になき不道德に對する道德の反動、政治的不道德及びマキアヴェリに對する社會的倫理の反動並に一切の無秩序に對する主權の原理の反動、これがボダンの理論に於ける三個の實踐的象相である。謂はば、當時の思想家ロンサル、モンテエニユ等が古代の詩的哲學的精華を蒐むるに力めたとき、彼れはこの古代思想の中に實踐の社會的原理を求めた。

家族論に次いで述ぶべきものは奴隸論であらう。當時の思想家としては、彼れはこの問題に就き極めて進歩的見解を有して居つた。アリストテレスに従へば、奴隸は家族に於ける重要な一要素である。然るにボダンは最も明瞭にこれを拒否する。即ち、彼れに従へば、奴隸制度は不正であり、且つ無用である。吾人は既に、この制度に對するモンテスキュウの批判を、彼れの斯る否定論中に見出すことが出来るであらう。彼れは、奴隸發生の原因を説明したる後、第一の問題に對する否定の原因を、平等及び人道主義の永久的原理、換言すれば倫理的理性に求めた。

斯る倫理性の基礎となるものは、自然法的概念であると共に、前述せるが如き第十六世紀社會思想の特徴たる基督教主義的自然理性の觀念である。奴隸制度正しからずとすれば、第二の問題は直に解決される。アリストテレスは社會的有用性の見地より奴隸制度を認めた。併しボダンの時代には前述せるが如き經濟史的變化が行はれて居る。社會的發展は勞働の自由を齎らし、奴隸をして勞働者の地位に代らせしめた。即ち奴隸制度を容るべき社會的機構は既に破壊されて居つたのである。

國家の本質、家族並に奴隸論に續いて、彼れは國家の觀察に進む。主權論は則ち其れである。ボダンに従へば、主權の一特質は其不朽永續性にある。故に絶對的權力は直に主權ではない。蓋し其は必ずしも永續的なものではないからである。今最も廣汎なる權力として獨裁の例を探らう。其は果して主權と謂ひ得るであらうか。ボダンはこれを否定する。彼れは、羅馬史より引用されたる多くの事實に依つて、獨裁が單に戰爭若しくは國家改革の爲めの使命を有するにすぎざりしことを立證する。

彼れに於ては、貴族的主權、民衆的主權、君主的主權と謂ふが如き主權の種々なる形態がある。孰れが最も合理的であるか。この場合、ある社會形態の中に、主權の確定的條件、永久的特質を決定することが問題となる。然し主權が永續的であり譲渡され得ざるものとするならば、其は先驗的存在であらねばならぬ。此は明らかに神話であり、ボダンの認めざる神權説である。斯る神權説は明らかにボダンの自然權に従ふ主權説と背馳する。彼れが主權の永續性を主張し乍ら、其の繼承性を認めて居る事實は彼れ自身の明白なる矛盾である。又、主權に對する責任の

問題は稍々注目に値する。宗教と個人的財産權は主權に課せられたる二個の制限である。即ち當時の宗教運動は彼れに於て最も密接に私有財産權と結びついた。斯くの如く制限せられたる主權論は、既に權力論の爲めの極端なる抗議形式ではなくて、其は彼れの思想體系の基礎たることから既に遠く離れたものと謂ふべきであらう。前述の如く、彼れは主權を定義することにより、並に倫理的法則、自然法の理念を其上位に置くことによつて、主權に永續的理念を附與して居る。彼れの誤謬は斯る當時の思想的背景による影響と彼れ自身の持つ特殊理論との矛盾と見るべきであらう。

主權の地位は直に國家の形態を決定する。即ち若し主權が唯一の王侯に存する場合には其は君主政體であり、國民全體に存する場合には、民主政體となる。又、其が數個人の手中に在る時は、貴族國家の形態を探るものと謂へる。勿論、此の場合、國家形態と政治形態とは區別されねばならぬ。例へば、國民が君主を定むる場合には、政治形態は君主制となるけれども、國家形態は依然として民主制である。然らば純然たる君主制とは何か。彼れは斯う定義する——「臣下は君主の法に従ひ、君主は自然の法に従つて各人の自然的自由と財産權とを尊重するが如き國家が即ち、合理的なる君主制である」と。最劣惡の君主制は專制君主制である。蓋し其は自然の法則を蹂躪し、一般人の自由を奪つて之を奴隸と化すからである。斯くの如く、ボダンが、一切の理論的構成及び批判の基礎に、自然法的倫理概念を有する事實は當時の思想的背景と相俟つて理解するべき一個の社會現象であらう。

五

次に論ずべきは、彼れの社會的變革理論である。「共和國六篇」の第四章及びこれに續く數章は多くこの問題に當てられて居る。彼れは、この問題に對するプラトン、アリストテレス、マキアヴェリの理論を援用すると共に、歐洲に於ける變革の狀勢を見逃さなかつた。社會的變革の原因に關する彼れの研究は、理論と實踐、變革に就ての一般的理念と特殊の見解との永續的統合である。

彼れに従へば、國家の變革若しくは没落は必ずしも常に外面的事實に歸せられてはならぬ。これ等没落の本質的原因を考察する必要がある。然らば、先づ革命は何によつて成立するか。彼は謂ふ——「主權が王侯又は君主の權力から民衆の手に移る場合、若しくは其の反對の場合を、國家の變革と謂ふ。主權の移動起らざる外形的变化は所謂革命ではなくて一個の變動形態にすぎぬ。之に反し、假令外形的事實に變化起らずとするも、其が主權に觸る、場合には國家の變革と謂はねばならぬ。即ち彼れは主權の轉置を以て革命の本質的定義として居る。然らば革命は如何にして行はれるか。曰く、——一切の變革は意志的であり、必然的であり、又、双方の綜合である。而して必然性は自然的概念であり、又、意志的暴力の概念である。何となれば、如何に生は死よりも勝れたりとは謂へ、一切のものを奪ひつゝ、動く自然の流れが、生は死なくして存在し得ずとの命題を知らしめるならば、歴史的發展の結果より生ずる國家の變革も亦必然と謂ひ得るからである。」結果より謂へば、斯る革命は、幸福ともなり、不幸ともなりと同時に、完全若しくは不完全に行はれる場合もある。又國家形態を變ずる革命の發生に於ても猶ほ多少の相異がある。然らば、斯る革命の原因は何處に存するか。彼れは其の本質的原因を、平等に對する願望、貧富の極端なる懸

隔に認めたと。學說史的に考證すれば、この思想が既にアリストテレスに存することは明瞭である。ボダンは謂ふ——「變革の原因は無論極めて多數に存する。今假りにこれを數個に歸するならば、其は即ち、民衆を犠牲にしたる王侯の繁榮、極端なる貧富の軒輊、社會的地位の不平等なる分割等である。彼れは斯る原因を基礎として國家變革の過程を歴史的に説明して居る。最初の君主制は暴力によつて始つた。併し貧困大衆の中に支配者の地位を欲する數人を發見するとき、其は既に貴族制に變ずる傾向を持つものである。又、これと同一原因に依つて、君主制より民主制への變革も亦説明出来る。斯る變革の正常原因は「一支配者に與へられた過大なる權力である」。然らば民主的共和制より君主制への變革は如何にして起り得るか。ボダンは直ちに答へる——「國家を問題とする場合には、權力者は結局國家の支配者となると謂ひ得る」と(Ch. II, Hv. IV.)。即ち國民全體の中に權力者が現るれば、彼れは直ちに國家支配者となるのである。「屢、行はれる革命の一つは專政君主制より民主制への變革であるが、君主制其れ自身も極めて多く革命の機會に曝されて居る。併し貴族制は革命の機會を持つこと割合に少かつた。而して歴史的に見れば、貴族制より民主制への變革は殆ど常に暴力を以て行はれたが、斯る反對の變異は通常平穩に行はれるものである。貴族制を破壊する原因の一つは、戦争と謂ふが如き外變に依つて屢、生ずる貴族の没落であつた。民衆はこの機會を利用して主權の把握を敢行するのである」。

革命の他の原因はアリストテレスに依つて既に説明せられたる中産階級の轉落である。ボダンは信ずる——斯る階級を確保する國家は常に強力である」と。而して革命に賦與されたる政治的原因の分析はボダンをして其豫防手段

を論ぜしめる。本質的に謂へば、政治に關する思辨と實踐とは無論分離出来ぬ。然らば、斯る實踐の對象たる理想は何か。

ボダンは革命の觀念的原因に關する正しき見解より出發する。其重要なるものは人間的自由である。斯る自由の上位に、其發展を妨ぐることなき神意の作用がある。而して斯る原因の第三の序列は現實的世界其れ自體であつて、ボダンの稱して自然的原因と做すものである。斯くして、彼れは、社會的變革並に没落が、人間的であり、自然的であり、又は神意に適ふものであると謂ふ箴言を最初に設定し、君主制は即ちこれに該當すると謂ふ。

次に彼れは、社會變革の發生を論ずる(C. h. VI. II. IV.)。此問題に就て彼れが駁論せんとする第一の理念は定命論的解釋である。即ち彼れは、變革の必然性に對する認識と同時に、目的への實踐を主張する。斯る實踐的手段は人間性に一致しなければならぬ。蓋し其は自由の正しき行使を意味するからである。而して斯る變革を起す爲めの一般的規範は、實踐的に謂へば、自然の歩行と一致するが如き自然的方法であらねばならぬ。猶ほ、彼れは、前述せる如き變革の必然的及び倫理的理解より其價值判斷を決定した。即ち社會的變革の事實は必然的概念であるが、これを惹き起す倫理的意志は其時の社會的原因に依つて決定せられるのである。最も深刻なる斯る原因が社會的不正義不平等であることは既に引用せるところである。

「共和國六篇」の第五篇第二章に、彼れは革命の原因特に其の不平等に關する原因の發展に就て論じて居る。古代に於ては、奴隸制度の爲めに如何に大なる不平等が存したか、又如何にして、解放者がウズラに依つて擄取され常に

革命を準備せる貧困大衆の教父となつたかを説明し、斯くして、結局、増大し且つ饑餓に瀕し行く貧者が富者に反抗して立ち、遂に彼等を都市より放逐した事實を叙述して居る。ある哲學者及び立法者の抱く社會救済の劃策は、斯る極端なる貧困の危険に對する豫防であつた。併し、彼れに従へば、社會の平等を求める空想的逃避の思想は排除されねばならぬ。蓋し社會的必然性が自然的正義を確立するからである。是に於て彼れは再びプラトン及びモオアの理想國を非難する。即ち、必然的社會の發展は斯る逃避的理念を破壊する。然らば、ウズラと謂ふが如き貧困と無秩序との積極的原因は其儘許容さるべきか。無論ボダンはこれに反對する。其根柢となるものは、自然的理性、宗教的命令であつて、まだ其中に經濟學上に於ける利子理論の萌芽を見出すことは出来ぬ。

以上を以て、私は社會の變革過程に關するボダンの思想を大略説明し得たと思ふ。彼れが眞に第十六世紀のモンテスキューたる所以のものは、觀念的社會形態の描寫を避けて、専ら社會制度の本質を研究したことに在る。而して、斯る社會制度は、其の生成と發展の爲めに、謂はゞ或自然的條件と一致すべき必然性を有する。立法者は其を先驗的に決定することが出来ぬ。即ち純然たる思辨的思考方法は「共和國六篇」の著者の採らざるところであつた。然らば其の基礎づけは何か。此がボダンを以てモンテスキューの先驅者たらしめた氣候論である。

六

自然的環境の人間の理智に及ぼす影響は、無論、ボダんに依て創めて説明されたものではない。例へば、アリストテレスは「政治學」第四篇第六章にこの問題を論じて居る。曰く、——「寒冷なる氣候に慣れたる民族は一般に、

勇敢にして自由を愛するが、理智的、産業的且つ政治的、訓練に於て確かに劣つて居る。即ち亞細亞民族は歐洲民族に比べて理智的、藝術的であるが温情を欠き、未だに永續的奴隸制度下に在る。地形的に見て其の中間に在る希臘民族は双方の特質を併有して居る」と。プラトンも亦、氣候に關する考察を立法者に對する訓戒とした。これ等が、恐らく自然的環境論の定命論的決定と方法論的基礎づけの最初であらう。

自然の人間に及ぼす影響を否定することは神祕主義である。機械論的唯物主義に従へば、自然的環境は社會制度に及ぼす決定的影響である。文化史的發展過程も亦地理的條件に従屬する。人間其れ自體の存在は、遂に、宇宙に於ける一個の自然現象にすぎないのである。斯る環境論は、理想主義的觀念論と共に、社會に對する本質的研究の一部門を構成する。人間的自由意志と機械論的拘束との關係は、哲學に於て重要な問題であるが、同時に、經濟的にも亦決定的重要性を持つものである。ボダンは、無論、氣候の經濟的發展に及ぼす影響を歴史的且つ實證的に力説する。併し彼れは、これと同時に、人間の自由に關する觀念論的説明を保有する。即ち自然的影響と同時に人間の本質的同一を忘れないのである。この點、モンテスキューに於けるよりも稍、明瞭である。即ち彼れは、氣候の影響に拘らず、人間的自由と精神的真理とを極めて強固に主張した。如何に強力なる作用の下に於ても、精神性は決して消滅せざるものである。然し、氣候論に於ける説明の方法は、ボダんに於ても、モンテスキューに於ても、要するに同一である。彼れ等は共に、氣候の社會制度に及ぼす影響を辿つて、之を歴史的に説明する。モンテスキューは「共和國六篇」の中に既に述べられたる思想を採用し且つ之を展開したのである。謂はゞ兩者に於ける説明態容

の相異は、歴史が齎した素材の新舊にすぎぬと謂へるであらう。

ボダンは、この問題に於て理性並に自由に屬するものと環境の作用に依り生ずるものとの概括的相異を述べたる後、氣候による民族の區別を論じた。即ち彼れは氣候の伴ふ物理的性質及び精神的色調によつて各民族の種々なる範疇を理解するのである。其の詳細なる實證的説明が彼れの特徴たる「歴史的方法」に據ることも亦、茲に附言されねばならない。

「共和國六篇」は、前述の如く、特殊の國家學説を構成するものであるが、其れと同時に、國家の經濟的方面も亦之を包括して居る。其最後の章は國家財政に關する可成り廣汎なる説明を含み、而して其は正しき財政學への方向を決定した。即ち、理論の内容と構成に於て、其は實證主義的新科學への道を示した。蓋し、其は當時のフランス國家財政に於ける現實的關係を其主要なる研究對象とするからである。

ボダンは租税の原則として比例税を主張する。此は平等の形式に適合するが故である。彼れに従へば、最も複雑なる租税形態を有する當時に於て必要なるものは比例税である。彼れは實證的關係に於てこの問題を論じ、而して其が、正義と公平に對してと等しく、又、確實と敏活に對して殆ど常に適合する所以を證明して居る。

次に彼れは財政の規範を説く。其主要なるものは誠實と規則性である。是は次の三點に於て作用する。即ち第一は國庫收入、第二は國家の利益と名譽とに於ける其使用、而して第三は或特殊必要の爲めの其節約保有であると説いて居る。然らば、國庫收入は如何にして得られるか。ボダンは七個の手段を擧げる。財源の第一は官有財産で

あつて、其は又公有と國王の私有とに分れる。國王と雖も、其の自由なる處分權を有せぬ。何故なれば、一切の官有財産は國家其れ自體に屬するからである。其の二は敵國征服による没收である。其例として、彼れは羅馬帝國による植民地の擄取を述べた。其の三は友誼國若しくは國民による贈與である。無論此は財源として極めて不確實である。特にボダンがこれを其一つに加える所以は、會て羅馬帝國が遺言によつて六王國を取得した事實を知るからであらう。其の四は屬國の年貢であつて、其は一定の規約に依つて行はるべき性質のものである。第五は、王侯が國民との取引に於て課す不正徵稅である。ナポリの王、アルフォンスの如きは屢、これを利用して國庫の收入を計つたが、其は極めて必要なる場合にのみ許さるべき手段である。第六は間接稅及び關稅である。當時フランスに於て多量に生産され且つ外國にて必要としたるもの（鹽、小麦、葡萄酒等）の輸入關稅を引上げ、而して其れに依て生ずる國內價格の下落及び國庫收入の増加を計ること、並に、原料品の輸入關稅を引下げ、而して其れに依て生ずる國內産業の發達を期することがボダンの意圖であつた。斯くして「マルトロバ氏に與へたる回答」に於ける自由貿易主義は「共和國六篇」に於ては遂に放棄されて居る。第七は直接稅である。其の負擔は現實的であつて、決して個人的に亘つてはならぬ。蓋し租稅の本質的原理は負擔の平等だからである。然も、當時に於ける第三階級は一切の負擔を忍んで居つた。猶ほ彼れは奢侈稅を主張する。此考察に於て、倫理は少くとも經濟理論的説明と等しき役割を演ずるのである。

ボダンは三種の政治形態、彼れの辭に従へば、「合理的三國家」の比較を以て「共和國六篇」の稿を閉ぢる。この

章に於る最も著しき特徴は平等に關する考察であつて、彼れは其を以て一個の理論を構成せんと努めた。先づ民衆國家に就て語る、——「其は一切の法律に於て平等と公正とを求め、且つ社會制度を自然法に適合せしめるものとして最も推稱さるべきものと謂へる。蓋し、自然が富と地位とを不平等に分配せざるが如く、其は各人に平等の正義と自然の自由とを齎らすからである。併し乍ら、事實上、斯る理由の微細なること正に蛛網に類するであらう。何となれば、吾人は、由來、財と地位との平等が斯くの如く完全に保證されたる國を知らぬ。而して本來自由と平等とは同時に存立することが出來ぬ。即ち民衆國家に於ける平等の理念は、同時に約束する自然的自由を否定するものである」。然らば貴族國家は如何。今若し、其が極めて合理的に行はれるものとすれば、主權は自然的自由に基づく能なる數人の支配者に歸するであらう。其は一見正義に合致するもの、如くである。併し乍ら、現實は爾く合理的でない。吾人は屢、其の中に野心家の支配を見る。一人の暴君の代りに、數人の專横者を持つのである。斯くして彼れは君主制が前二者に較べて稍、自然的なることを認める。即ち家族が一人の主長を持つ如く、全人は一人の君主を持つのである。然かも彼れは世襲を以て選舉に勝るとした。其は、傳統は理性によつて樹立されると謂ふ一個の信念に基礎づけられて居る。

斯る神祕哲學は遂に正義を二個の範疇に分つ。算術的正義と幾何學的正義は則ち其れであつて、前者は絶對的平等の上に樹てられ、後者は階級が存在を認める。謂はゞ、ゼノフォンは前者を主張し、プラトンは後者の味方である。ボダンは此等二者を融合する調和的正義を主張し、一切社會に於ける二個の構成要素を認める。一は變化的・

偶然的であつて、個人的相異、時間的環境、民族、氣候に依存し、他は固定的・統一的であつて、國家の第一條件・至上目的たる正義の原理に他ならざるものである。

追記 私はこの稿を伯林にて起し、巴里にて漸く脱稿した。旅先きの不便は、斯る學說史的考證に最も必要なるべき文献の涉獵を妨げた。他日改稿を期す所以である。因に Bodin の *Les Six Livres de la République* は一五七八年出版の第三版及び一七七七年リヨンにて出版された匿名氏の縮刷版(*Des Corps politiques et de leurs Gouvernements*)に據つた。而して本稿執筆に當り最も參考としたる著書は H. Baudrillart, *J. Bodin et son temps - Tableau des théories politiques et des idées économiques au seizième siècle*, 1853. 及び L. Gumplowicz, *Geschichte der Staatstheorien*, 1926. K. Vorländer, *Von Machiavelli bis Lenin*, 1926. *Taschenrechner, Die geistesgeschichtliche Linie in der Entwicklung des finanzwirtschaftlichen Denkens*, 1931. 等を参照しよ。

支那労働組合法の歴史一斑

及 川 恒 忠

I 發 芽 期

階級闘争を原理とする近代労働組合が支那に組織されたのは一九一九年以後のことに係かる。そして支那の労働運動は、組合運動の發展、労働組織の強化を背景として最近十數年間に急激な進展を遂げたのであるが、しかし、古い時代の支那にも組合の形態は全然存しなかつた譯ではない。舊時代の手工業者間には、帮(*ban*)と稱する職人組合があつたのである。

帮——手工業帮——は歐洲の中世手工業ギルドに類似せる性質を有するもので同郷、同職業たることを條件とし、徒弟も親方に従つて之に加入し其保護をうけたのである。が、帮の支配權は親方達の掌中にあり、賃金・労働時間・徒弟期間等の問題を始めとし、度量衡設定等の取引關係の問題は孰れも帮にて取扱はれた。是と同時に加入同業者の利益擁護の目的から企業の獨占傾向をも多分にもつてゐた。一方、帮には嚴格な規律があつてその懲罰は國法に關係なく加入者に課せられ、かくして同業間の商道德並に親方・徒弟間の道義的關係を強固に保持してゐた。され